

日本口腔腫瘍学会 口腔がん専門医制度施行細則

2013年1月24日 総会承認
2014年11月12日 一部改正
2017年1月25日 一部改正
2017年11月20日 一部改正
2018年4月8日 一部改正
2019年8月21日 一部改正
2019年11月17日 一部改正
2020年11月16日 一部改正

第1章 総則

- 第1条 日本口腔腫瘍学会口腔がん専門医制度規則の口腔がん専門医資格認定の施行にあたり、規則に定められた以外の事項については、施行細則の規定に従うものとする。
- 第2条 この細則は、口腔がん専門医（以下、専門医）の認定または更新を申請する場合において適用する。

第2章 委員会

- 第3条 口腔がん専門医制度委員会（以下、専門医制度委員会）委員は委員長および委員9名とするが、理事長は若干名の委員を選任し追加することができる。
- 第4条 専門医制度委員会は、専門医の審査に関して、以下の業務を管掌する。
- 1) 専門医の適否の判定
 - 2) 関連学会との連絡および調整
 - 3) 本施行細則およびその付則の改正に関する審議
- 第5条 資格認定委員の定数は、10名とするが、理事長は若干名の委員を選任し追加することができる。また、専門医の審査に関して以下の業務を管掌する。
- 1) 申請資格および認定審査に必要な調査
 - 2) 試験の施行と成績判定
 - 3) 申請資格の審査
 - 4) 認定審査
 - 5) その他、本制度の資格認定業務に必要な事項
- 第6条 施設認定委員会の定数は、9名とするが、理事長は若干名の委員を選任し追加することができる。また、以下の業務を管掌する。
- 1) 指定研修施設申請資格および認定に必要な調査
 - 2) 申請資格の審査
 - 3) 認定審査
 - 4) その他、本制度の資格認定業務に必要な事項
- 第7条 委員会は、次の要項に従って行う。
- 1) 委員会の成立は、委員現在数の2/3以上とし、文書による委任を認める。
 - 2) 議事は、出席者の過半数の同意によって決する。可否同数の場合は、委員長がこれを決する。
 - 3) 議事録は、委員長が作成し、委員長および出席者代表2名が署名し、事務局に保管する。
 - 4) 委員会は、公開しない。議事録の閲覧は、委員長の許可を得るものとする。

第3章 専門医の認定

第1節 審査と認定

- 第8条 専門医の審査は、書類および試験によって行う。試験は、筆記試験および口頭試問による。また、試験要項については、別表1に定める。
- 第9条 資格認定委員会は、毎年、次の年度の専門医認定の業務に関する要項を決定し、本会会誌および会告その他によって会員に広告する。

- 第10条 資格認定委員会は、第13条に定める期限までに提出された申請書類について、不備のないことを確認する。
2. 資格認定委員会は、申請書類の正本を本学会事務局に受理した日から5年間保管する。
- 第11条 資格認定委員会は、専門医の認定審査に必要な試験問題を作成する。
- 第12条 資格認定委員会は、その年の専門医申請者について審査を行う。
2. 資格認定委員会は、5年毎に専門医更新申請者の審査を行う。
- 第2節 専門医の申請
- 第13条 専門医の認定を申請する者は、定める日までに到着するよう、専門医申請書類を提出しなければならない。
2. 専門医の更新を申請する者は、定める日までに到着するよう、専門医更新申請書類を提出しなければならない。
3. 前年に続き専門医を再申請（専門医試験再受験）する場合の申請は、2回目申請時に限り専門医認定申請書ならびに異動など訂正がある場合の履歴書の提出のみとし、他申請書類は前年度分で省略することができる。ただし、3回目以降はこの限りではない。
- 第14条 専門医の認定、または認定の更新を申請する者は、第4章第19条に規定した審査申請料、認定・更新料を納付しなければならない。
2. 既納の審査料は、いかなる理由があっても返却しない。
- 第15条 専門医申請者は、次の各号に定められた資格、臨床研修実績、業績および研修実績を有していなければならない。
1. 日本国の歯科医師免許または医師免許を有すること。
 2. 日本口腔外科学会認定口腔外科専門医であること。
 3. 日本がん治療認定医機構が定めるがん治療認定医（歯科口腔外科）またはがん治療認定医であること。
 4. 口腔外科専門医取得後3年以上、口腔顎顔面領域の外科の臨床経験があること。
 5. 申請時において、引き続き3年以上本会会員であること。
 6. 以下の臨床関係事項を全て満たすこと。
 - 1) 口腔がん専門医または暫定口腔がん指導医が常勤する施設において通算5年以上、口腔がんの臨床経験を有すること。このうち2年以上は本会が認定する研修施設において研修を受けていること。指定研修施設は複数に及んでも支障はない。
(注：移行措置として、2023年度までの間、2名以上の口腔がん専門医または暫定口腔がん指導医の推薦があれば、上記研修期間に満たなくても過去の研修内容が研修カリキュラム相当以上であるとみなされた場合は受験資格を有することとする。)
 - 2) 口腔がん専門医または暫定口腔がん指導医の下に、口腔がん100例以上の入院治療(手術、放射線治療、薬物療法、緩和医療などを含む)を担当していること。
 - 3) 口腔がん専門医または暫定口腔がん指導医の下に、研修カリキュラムに定められた口腔がん手術を術者として40件以上経験していること。(1回の手術において、原発巣切除術、頸部郭清術ならびに再建術を行った場合はそれぞれを1件とみなす。)
 - 4) 口腔がん専門医または暫定口腔がん指導医の下に、頸部郭清術を、術者または助手として40例以上経験していること、そのうち20例以上は術者としての経験とする(前号3)の症例と重複しても可)。
 - 5) 本学会入会后、口腔がんの臨床に関する研究発表(筆頭演者)2件および論文1編(筆頭著者もしくは責任著者)の業績を有すること。この業績は、資格認定委員会の審査によって認定された学術雑誌および学術集会に発表されたものに限られる。また、研究発表のうち1件は本会の学術大会での発表であること、また論文1編は本会会誌での発表であること。

- 6) 申請前5年間に本会の学術大会または指定する次の学術集会上5回以上参加していること。そのうち2回以上は、本会学術大会に参加していること（参加証の写を提出）。
- ①日本口腔外科学会学術大会 ②日本口腔科学会学術集会 ③日本頭頸部癌学会学術講演会 ④日本癌治療学会学術集会 ⑤American Society of Clinical Oncology (ASCO) 総会 ⑥European Society for Medical Oncology (ESMO) 総会 ⑦International Academy of Oral Oncology (IAOO) 総会 ⑧International Association of Oral and Maxillofacial Surgery 総会 ⑨その他、資格認定委員会が認定する口腔がんに関する国際学会（書類提出時審査を行う）
- 7) 申請前5年間に本会が定める医療安全講習会を1回以上および癌に関する教育プログラムを3回以上受講していること（受講証の写を提出）。
- ①日本口腔腫瘍学会主催教育研修会 ②日本口腔外科学会主催教育研修会（口腔四学会合同研修会）のうち口腔がんに関する研修会、医療安全についての内容の会のみ ③日本頭頸部癌学会主催教育セミナー ④日本癌治療学会教育シンポジウム ⑤日本癌治療学会教育セミナー ⑥日本癌治療学会アップデート教育コース ⑦日本がん治療認定医機構主催教育セミナー ⑧日本がん治療認定医機構が定める教育セミナー、教育研修会 ⑨各医療施設が開催する医療安全講習 ⑩その他、資格認定委員会が認定する教育セミナー、教育研修会（書類提出時審査を行う）
- 8) 日本がん治療認定医機構が定める認定研修施設の耳鼻咽喉科、頭頸部外科等で頭頸部がん専門医もしくは暫定頭頸部がん指導医のもと、臨床経験があるものの申請を認める。臨床関連事項は上記1)～7)の事項を満たすものとする。ただし、1)については、以下の通り1)-1とする。
- 1)-1 頭頸部がん専門医もしくは暫定頭頸部がん指導医が常勤する施設において、通算5年以上、頭頸部がんの臨床研修実績を有すること。研修施設は複数に及んでも支障はない。また、臨床研修期間は、本学会が指定する研修施設における研修期間と頭頸部がん専門医療施設における臨床研修期間を合算しても差し支えない。
7. 専門医制度委員会、施設認定委員会、資格認定委員会の任にあるものは、その当該期間においては専門医申請を行うことができない。

第16条 更新申請者は次の各号に定められた資格、臨床研修実績、業績および研修実績を有していなければならない。

- 1) 申請時において日本口腔外科学会認定口腔外科専門医であること。
- 2) 申請時において引き続き本会会員であること。
- 3) 申請前5年間に本会が指定する学術大会、学術集会上5回以上参加していること。うち2回は本会学術大会に参加していること。
- 4) 申請前5年間に本会が定める医療安全講習会を1回以上および癌に関する教育プログラムを3回以上受講していること。
- 5) 申請前5年間に口腔がんの診療実績（指導を含む）を有すること。
- 6) 日本がん治療認定医機構が定めるがん治療認定医（歯科口腔外科）またはがん治療認定医であること。

第17条 専門医申請者の指導責任者は、資格認定委員会から要請を受けたとき、専門医申請者についての意見書を、資格認定委員会に提出しなければならない。

第18条 審査過程において、専門医申請者および専門医更新申請者の申請内容に重大な虚偽が認められたときは、専門医制度委員会および理事会の議を経て、次に挙げる必要な措置を講ずるものとする。

- 1) 専門医申請者および専門医更新申請者に対する嚴重警告または申請資格の停止などの措置。
- 2) 指導責任者に対する嚴重警告または専門医または暫定指導医資格の停止などの措置。
- 3) 所属指定研修施設に対する嚴重警告または指導などの措置。

第4章 審査申請料，認定・更新料

第19条 指定研修施設の審査料は20,000円，指定研修施設証の交付を受け指定研修施設として登録する施設は，登録料として20,000円を納付しなければならない。また，専門医試験申請料は20,000円，専門医認定証の交付を受け専門医として登録する者は，認定の登録料として，30,000円を納付しなければならない。但し，認定の更新料は，10,000円とする。

第20条 既納の認定料および更新料は，いかなる理由があっても返却しない。

第5章 指導医

第21条 専門医は同時に口腔がん指導医となり，専門医を目指す歯科医師または医師の育成にあたる。

第6章 経過措置

(暫定口腔がん指導医)

第22条 本専門医制度発足に当たり，専門医が育成されるまでの間は，指定研修施設において研修者の教育にあたる暫定口腔がん指導医を認定する。

2. 暫定口腔がん指導医の資格は，2025年末で消滅し更新は認めない。
3. 暫定口腔がん指導医が専門医となるためには専門医申請資格を得たうえで専門医試験に合格しなければならない。この場合，規則第4章9条3号の「指定研修施設における5年以上の研修」条項は免除する。

(委員会の設置)

第23条 資格認定委員会が暫定口腔がん指導医の資格認定を行う。

(申請資格)

第24条 暫定口腔がん指導医の認定を申請する者は，次の各号に定めるすべての資格を要する。

- 1) 日本国の歯科医師または医師免許を有すること。
- 2) 日本口腔外科学会認定口腔外科専門医であること。
- 3) がん治療認定医機構のがん治療認定医（歯科口腔外科），がん治療認定医，暫定教育医（歯科口腔外科）あるいは暫定教育医であること。
- 4) 申請時において本会の会員であること。
- 5) 通算10年以上，口腔がんの診療に従事し，今後も口腔がん専門医を目指す歯科医師または医師の教育に携わることができること。
- 6) 術者または指導者として口腔がん手術を60件以上および頸部郭清術を60側以上経験していること。
- 7) 口腔がんの臨床に関する論文（原著・症例報告・総説等）が5編以上あること。そのうち1編は筆頭著者もしくは責任著者の業績を有すること。この業績は，資格認定委員会の審査によって認定された学術雑誌に限られる（別刷または別刷の写を送付すること）。

第25条 暫定口腔がん指導医申請者は，次の各号に定める申請書類を資格認定委員会に提出し，手数料を納付する。

- 1) 暫定口腔がん指導医認定申請書
- 2) 履歴書
- 3) 日本国の歯科医師免許証または医師免許証（写）
- 4) 日本口腔外科学会認定口腔外科専門医認定証（写）
- 5) がん治療認定医機構のがん治療認定医（歯科口腔外科），がん治療認定医，暫定教育医（歯科口腔外科）あるいは暫定教育医認定証（写）
- 6) 在籍施設の過去5年の口腔がん診療実績一覧表
- 7) 過去5年間の手術症例と役割（術者，指導者）
- 8) 業績目録
- 9) 暫定口腔がん指導医の申請は，2023年3月31日まで受け付ける。

第26条 暫定口腔がん指導医の認定を申請する者は、手数料として、10,000円を納付しなければならない。

2. 既納の手数料は、いかなる理由があっても返却しない。

(審査)

第27条 暫定口腔がん指導医申請者については、資格認定委員会が申請書類によって申請者の暫定口腔がん指導医としての適否を審査し、その結果に基づき専門医制度委員会が判定を行い、理事長に答申する。

(認定証の交付)

第28条 理事長は、専門医制度委員会が認めた者に対して、理事会の議を経て暫定口腔がん指導医認定証を交付する。

2. 認定証の有効期間は、2025年12月31日までとする。

(認定料)

第29条 暫定口腔がん指導医認定証の交付を受けて暫定口腔がん指導医として登録する者は、認定料として、10,000円を納付しなければならない。また、暫定口腔がん専門医も同様に認定料として10,000円とする。

2. 既納の認定料は、いかなる理由があっても返却しない。

(暫定指導医および暫定専門医から専門医への移行)

第30条 暫定口腔がん指導医および暫定口腔がん専門医が所定の口腔がん専門医資格条件を取得し口腔がん専門医に移行する場合は、口腔がん専門医申請書を再度提出すること。

第7章 細則の変更

第31条 本施行細則は、専門医制度委員会および理事会の議を経て改正することができる。

付 則

1. 本施行細則は、2013年1月24日から施行する。
本施行細則は、2014年11月12日から施行する。
本施行細則は、2017年1月25日から施行する。
本施行細則は、2017年11月20日から施行する。
本施行細則は、2018年4月8日から施行する。
本施行細則は、2019年8月21日から施行する。
本施行細則は、2019年11月17日から施行する。
本施行細則は、2020年11月16日から施行する。

別表1 口腔がん専門医試験要項

1. 口腔がん専門医試験は、筆記試験と口頭試問による総合評価とする。

2. 筆記試験

A. 口腔領域のがんおよびがん総論

研修カリキュラムの個別目標に関する知識を評価する。

- 1) 疫学, 予防, スクリーニング
- 2) 画像診断
- 3) 細胞診, 病理組織診断
- 4) 全身管理, がん救急
- 5) 手術 (再建を含む)
- 6) 放射線治療
- 7) 薬物療法, 支持療法
- 8) 摂食, 嚥下リハビリテーション
- 9) 緩和医療, 腫瘍心理学
- 10) 医療倫理, 医療安全など

B. 口腔領域のがん各論

各疾患の診断, 治療等の実臨床に関する知識を評価する。

- 1) 舌がん
- 2) 歯肉がん
- 3) 口底がん
- 4) 頬粘膜がん
- 5) 硬口蓋がん
- 6) 口唇がん
- 7) 唾液腺がん
- 8) 隣接臓器のがん

試験時間：120分

試験問題数：6問（記述式）

3. 口頭試問

提出された手術記録をもとに治療計画, 診断能力, 手術能力, チーム医療, 術後管理, リハビリテーション, 医療安全等, 臨床全般にわたる技能と全人的医療の実践能力を評価する。